

シリーズ8

下水道のはなし

市では下水道建設に向けて、現在まで十五町内で説明会を開催してきました。

このコーナー、今回と次回に分けて、説明会で質問の多かった「受益者負担金」や「トイレの水洗化」などの問題について、質疑応答形式でお送りします。

受益者負担金

???

Q1 受益者負担金とはどうい

うものですか。

A 下水道が整備されることにより利益を受ける方々に、建設費の一部を負担しているのです。これは、一度限りのものです。

Q2 「下水道の整備による利益」とはどんなことですか。

A 下水道が整備されると、道路の側溝などによく見られるような、いわゆる「どぶ」がなくなるため、ハエやカの発生や、いやなにおいを防いだりと、未整備区域に比べて生活環境が著しく向上します。また、土地の利用価値が高まることなど、総合的な利益が考えられます。

Q3 下水道の整備は公費で行うべきだと思いますが……

通常、公共施設の整備は公費で賄われるものです

が、下水道の場合、整備された区域の人のみが利益を受けることになります。したがって、下水道の建設を公費だけで賄おう

とすると、未整備区域の人たちとの間に不公平が生じることになります。そこで負担の公平を図るため、受ける利益の一部を受益者負担金として公費に還元していましたが、多くものであります。

Q4 土地の利用価値が高まる

と言つても、今まで住んでいる人たちにとつては何ら変わるものはないし、土地を売れるところはない、土地を売れるつもりもないでの、利益があるとは言えないのではないか。

A 受益者負担金は、下水道の整備に伴う一定の利益に着目して賦課されるものです。

Q5 私は、土地を借りて家を建てるのですが、受

益者負担金を払わなければならぬのでしょうか。

A 受益者負担金は原則として、下水道整備区域内の土地所有者に負担していただきます。ただし、土地を半ば永住なります。そこで負担の公平を図るため、受ける利益の一部を受益者負担金として公費に還元していましたが、多くものであります。

Q6 農地などにも受益者負担金がかかるのですか。

A 農地のように下水道が整備されても利益が生じないような土地については、宅地化するまで徴収を猶予することを考えています。徴収猶予、減免措置の基準については、今後十分に検討し、条例で定めることがあります。

Q7 淨化槽を設置していても、受益者負担金を払わなければならないのですか。

A 下水道による利益は、土地の面積が対象となるのですか。

Q8 都市計画税を払っているのに、そのうえ受益者負担金を取るのは、二重取りではないでしょうか。

A 受益者負担金とは、特定の事業(下水道)に要する費用の一部を、特定の受益者に、受益の関係に応じて負担しているのです。一方都市計画税は、都市計画の用途地域内に住んでいる人であれば事業とは関係なく一律に、しかも受益の程度とは関係なく負担していただけです。ただし、土地を半ば永住なります。そこで負担の公平を図るため、受ける利益の一部を受益者負担金として公費に還元していましたが、多くものであります。



いすることになります。

Q9 受益者負担金は、どのようにして算出するのです

Q10 受益者負担金は、どのよう

うにして算出するのです

A 土地の面積に、単位負担金額(一平方メートル当たりの単価)を乗じて算出します。

Q11 単位負担金額は、いくら

か。また、支払方法はどのようなのですか。

A 計中ですが、全国的に見ますと、供用開始の年度かその前年度に徴収しているところが多いようです。当市では、平成四年度に一部供用開始を予定していますので、早ければ平成三年から五年程度の分割を考えています。

Q12 受益者負担金は、いつごろ徴収されるのですか。

A 従来の方法では、建物の面積や家族数を基準とす

非常に不安定なものと言え、かえつて不公平な面がでてきます。

ですから、土地の利用状況よりは土地の面積を基準にするほうが、公平な負担方法だと考えて

います。

Q13 営利法人が、いつごろ徴収されるのですか。

A ぐらいになるのでしょうか。

か。また、支払方法はどのようなのですか。

A 具体的な単位負担金額に

ついては、今後条例で定めることになります。最近の他

市の例を見ますと、三百五十円から四百五十円ぐらいになっています。支払方法については、できるだけ納付しやすいように、

三から五年程度の分割を考えています。

Q14 受益者負担金は、いつごろ徴収されるのですか。

A 従来の方法では、建物の面積や家族数を基準とす

ると、これらの内容はいつ変化するとも限らず、長期的に見て

※下水道についてのお問い合わせは市下水道課(49-3111)へどうぞ。(内線339)